

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正（案）について

意見募集期間

令和5年10月2日～11月1日

問い合わせ先

神戸市地域協働局男女共同参画課
（神戸市男女共同参画センター）

電話 078-361-6977

1 意見募集期間

令和5年 10月2日（月）～令和5年 11月1日（水）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3
神戸市男女共同参画センター 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)361-6477 神戸市男女共同参画センター 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: danjyo@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市男女共同参画センター(神戸市中央区橘通3-4-3)
火曜日～土曜日(祝日を除く)
8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年11月上旬(予定)に掲載いたします。
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

神戸市立婦人会館（以下「婦人会館」という。）では、貸会議室事業を行っており、令和4年度の利用率は、午前43%、午後71%、夜間17%となっています。午前、午後は、コロナ禍前の水準にほぼ回復しましたが、夜間の利用率は低いままです。

また、近隣公共施設の神戸市立総合福祉センター及び神戸市男女共同参画センターでも貸会議室事業を行っています。

それぞれの令和4年度の利用率は、神戸市立総合福祉センターでは、午前54%、午後81%、夜間56%、神戸市男女共同参画センターでは午前21%、午後39%、夜間15%となっています。3施設をあわせても、夜間の利用率は100%を下回っており、エリア内での夜間需要に比べて供給量が過剰になっています。

また、神戸市立総合福祉センター及び神戸市男女共同参画センターには、いずれも他施設が併設されており、夜間帯も管理人員を配置しておく必要があるため、貸会議室の夜間貸出の有無にかかわらず、管理費用は変わりません。一方、婦人会館は専ら夜間貸出のために管理人員を配置しているため、夜間貸出のための管理費用が発生しています。

このような状況を踏まえ、当分の間（2年間程度）、社会実証的に婦人会館の利用時間を午後5時までとし、夜間営業（午後5時30分～午後9時）を休止します。

なお、今後、エリア内での夜間利用の需要が増加し、夜間貸室の供給量が不足した場合は、再び、夜間営業を再開することとします。一方、社会実証の結果、特段の支障がなければ、恒久的に婦人会館の利用時間を午前9時から午後5時までとします。

また、神戸市男女共同参画センターの夜間の貸室使用料は、婦人会館の約1.5倍の水準ですが、市議会の議決を経て、令和6年4月1日より、婦人会館と同程度の水準に値下げする予定です。

2. 意見公募手続の対象となる施行規則の改正点の概要

神戸市立婦人会館条例（昭和48年3月31日条例第71号）第14条において、「婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」としており、利用時間においては、規則に委任されています。

これを受けて、神戸市立婦人会館条例施行規則第8条第1項において、「婦人会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。」と定めています。

このたびの改正は、社会実証的な位置づけのため、同規則第8条第1項の改正によるのではなく、規則の制定附則に以下の一文を追加する予定です。

「当分の間、第8条第1項の規定にかかわらず、婦人会館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。」

3. 施行予定日

令和6年4月1日